**「市政改革プラン3.0」の進捗状況（令和２年度末時点）**

令和３年11月

**概 要 版**

■大阪市では、「市政改革プラン3.0－市民の暮らしの満足度向上をめざした市政改革－」を策定し、令和５年度までを取組期間として、29件の目標を設定し市政改革に取り組んでいます。

■このたび、令和２年度末時点の状況について、取組の実施状況及び目標の達成状況を取りまとめました。引き続き、ＰＤＣＡ（※１）サイクルを回しながら、改革を着実に推進します。

|  |
| --- |
| ●「市政改革プラン3.0」で設定している29件の目標のうち、**令和2年度目標25件**（残る４件は令和２年度の目標を未設定）について、行政手続きのオンライン化件数、未利用地の売却収入額など**17件が「達成」**となった一方、業務改革の推進に係る実施計画の策定、働き方改革の推進に関する各種目標など**８件が「未達成」**となりました。●令和2年度には、「大阪市行政手続きオンライン化推進計画」に基づく取組、地方独立行政法人天王寺動物園の設立に向けた取組、テレワークや時差勤務などの各種制度の運用拡大など柔軟な働き方改革の推進に向けた取組などを実施しました。●今後も、全庁的なＩＣＴ（※２）の徹底活用や官民連携を推進するほか、「働き方改革」につながる働きやすい職場環境づくりの取組などを進めていきます。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 柱 | ●２年度目標を達成した項目の状況 | ●２年度目標が未達成の項目の状況 ⇒ 今後の主な取組 |
| **１　ＩＣＴを活用した市民サービス向上** | **達成：3件** | **未達成：１件** |
| **行政手続きのオンライン化とＢＰＲ**（※３）**〔p７〕**●行政手続きのオンライン化件数：目標199件　実績343件**市民利用施設に係る手続きの利便性向上〔p８〕**●利用手続きのオンライン化施設数：目標４施設　実績４施設**多様な公共料金支払手段の整備〔p９〕**●各年度の目標を含む実施計画を策定した | **市民利用施設に係る手続きの利便性向上〔p８〕**●予約が必要な市民利用施設の一覧サイトの稼働については、新型コロナウイルスの対応を優先し、稼働準備にとどまった⇒市民利用施設を検索できる一覧サイトを作成し、利便性の向上に向けて、引き続き取り組んでいく |
| **２　官民連携の推進** | **達成：４件** | **未達成：２件** |
| **下水道〔p12〕**●実現可能性が高い事業領域における事業手法の選定について、該当施設を「汚泥処理炉」とし、ＰＦＩ手法による事業実施を行うこととし、実施方針（案）を公表した**一般廃棄物（収集輸送）〔p15〕**●官と民の役割分担を明確にした上で、東南環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集を民間委託した**動物園〔p18〕**●総務省へ法人設立認可申請を行い、設立認可された**ＰＰＰ**（※４）**／ＰＦＩ**（※５）**の活用促進〔p19〕**●事業の企画・実施に関わっている職員のうち、民間活力を活用しようとしている職員の割合：目標65％ 実績67.4％ | **幼稚園〔p13〕**●関係区・関係先との間で調整を進めた結果、具体化が可能となった園から、順次、個々の進め方の方針を策定するため、所管局と関係区との間で協議の実施に向け準備を進めたが実施には至らず⇒関係区・関係先との間で調整の上、個々の園の進め方の方針を策定し、取組を進めていく**保育所〔p14〕**●新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、公募スケジュール等を再検討し、公募の実施は４年度に民間移管予定の２箇所にとどまった　⇒引き続き、感染の状況を注視しつつ、民営化の条件の整った保育所について、保護者理解を得ながら着実に公募を実施していく |
| **３　効果的・効率的な行財政運営** | **達成：7件** | **未達成：2件** |
| **最新技術を活用した維持管理業務等の効率化〔p21〕****●**ドローンによる防潮堤点検業務の本格運用を開始し、目標設定に向けた検証を行い、運用範囲を設定した**持続可能な施設マネジメントの取組の推進〔p22〕**●市政改革室内に担当部署を新設し、長期的な施設マネジメントの仕組みについて検討・整理するとともに、一般施設の資産情報の一元化・見える化に関する取組を実施した●空き施設の有効活用について調査、検討し、「空き施設等活用方針」を策定した**大規模事業等のリスク管理〔p23〕**●本市財政に与える影響が大きい大規模事業におけるリスク管理の強化に向けて、外部有識者からの意見徴取や意識・スキル向上に資する研修を実施した**人員マネジメントの推進〔p25〕**●技能労務職員数　２年10月時点:目標▲60人（約3,350人）　実績▲93人（3,312人）**未利用地の有効活用等〔p26〕**●売却収入額：目標60億円　実績71億円（決算見込）**未収金対策の強化〔p28〕**●未収金残高：目標635億円以下　実績479億円（決算見込） | **業務改革の推進〔p20〕**●「押印見直し方針」を作成し取組を進めたが、業務改革推進に係る各年度の目標を含む実施計画の策定には至らず⇒引き続き、他都市や民間の事例をベンチマークしながら実施計画を策定する**施策・事業の見直し〔p24〕**●費用対効果等を検証する新たな仕組みの設計・構築に向けた検討及び関係所属との協議を行ったが、新型コロナウイルス感染症対策により、各所属が施策・事業の見直しに取り組める状況にないため、担当チーム内の検討でとどめることとなった⇒引き続き、コロナ禍における各所属の現状を考慮しながら、ＰＤＣＡの徹底に係る新たな仕組みの設計・構築を行う |
| 柱 | ●２年度目標を達成した項目の状況 | ●２年度目標が未達成の項目の状況 ⇒ 今後の主な取組 |
| **4　ニア・イズ・ベターの徹底** | **達成：３件** | **未達成：１件** |
| **区CM制度の趣旨を踏まえたルールや制度の適切な運用の徹底〔p34〕**●関係所属において区ＣＭ（※６）事業のＰＤＣＡが適切に行われ、制度の趣旨に即した運用が徹底されていると評価している区長（区ＣＭ）の割合：目標21区長/24区長　実績23区長/24区長●ニア・イズ・ベター（※７）の徹底の観点から、区ＣＭ権限等が適切に整理されていると考える区長（区ＣＭ）の割合：目標21区長/24区長　実績24区長/24区長**区役所業務の更なる標準化**（※８）**の推進〔p35〕**●標準化の計画策定及び１年目の標準化計画達成 | **地域活動協議会**（※９）**による自律的な地域運営の促進〔p30〕**●「地活協の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う割合（各区が設定した目標：76.3％～94.0％）」を達成した区の数目標：24区/24区　実績：13区/24区（参考） ただし、未達成となった11区のうち、3区（北区・此花区・港区）は最終年度目標である90％以上を達成⇒引き続き、地域特性に即した地域課題の解決に向け、各区において取り組んでいく |
| **５　人材育成・職場力の向上** | **―** | **未達成：１件** |
| **―** | **次代を担う職員の育成〔p36〕**●「状況に応じて、リーダーシップを発揮している」かつ「困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい」に、「思う」と回答した職員の割合：目標10％　実績8.3％⇒リーダーシップの必要性や考え方について、階層に応じた研修等により浸透を図る必要があり、引き続き取組を推進する |
| **６　働き方改革** | **―** | **未達成：１件** |
| **―** | **働き方改革の推進〔p37〕**●職員１人あたりの時間外勤務の年間平均時間数、男性職員の育児休業等取得率は目標を達成したものの、一部指標が達成には至らなかった・職員１人あたりの年次休暇の年間平均取得日数　目標：16日、実績：15.8日・管理職に占める女性職員の割合目標：課長級以上20.0％、係長級以上30.0％実績：課長級以上15.9％、係長級以上26.6％　　⇒引き続き、長時間労働の是正、働きやすい職場環境づくり等の取組を進めていく |

※１　PDCA：施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法。

※２　ICT（Information and Communication Technology）：コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと。

※３　BPR（Business Process Re-engineering）：現状の業務プロセス、組織・機構、諸規定・制度を見直し、ゼロベースで業務手順を刷新するもの。

※４　PPP（Public Private Partnership）：行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの。

※５　PFI（Private Finance Initiative）：行政が実施している公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営に、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法。

※６　区CM：地方自治法上、「区長」は「区役所の長」であり、局の事務を所掌できないことになっていることから、現行の政令指定都市制度のもとで、区の区域内における各局の基礎自治に関する業務を横断的に総括し、局長以下を指揮監督する職として、24 の「区シティ・マネージャー（区ＣＭ）」職を設置し、24 区長をもって充てる（兼務する）旨を大阪市の事務分掌規則に定めている。

※７　ニア・イズ・ベター：住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方。

※８　標準化：作業要領書などの整備を徹底し、作業効率を向上させるとともに、担当者間ムラ及び変化点（引継ぎや制度改正など）リスクの低減を図ること。

※９　地域活動協議会（地活協）：概ね小学校区を範囲として、地域団体やＮＰＯ、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み。